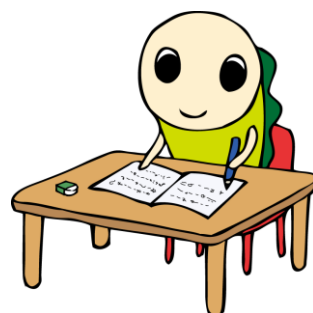


令和2年度版

杉並区の消費者行政

支えあい共につくる
安全で活力ある
みどりの住宅都市
杉並



なみすけ

令和3年 10月

杉 並 区

目 次

施設と組織の概要	-----	1
----------	-------	---

事業の概要

1 消費者教育の推進	-----	7
2 消費生活情報の収集・提供	-----	10
3 消費生活相談	-----	12
4 商品テスト	-----	19
5 規格・表示・計量の適正化	-----	20
6 消費生活団体の育成・支援	-----	21

[参 考 資 料]

消費者基本法	-----	27
杉並区立消費者センター条例	-----	34
杉並区立消費者センター条例施行規則	-----	37

施設と組織の概要

1 施設概要

名 称 杉並区立消費者センター
所在地 〒167-0032 杉並区天沼三丁目19番16号 ウェルファーム杉並3階
電 話 (03) 3398-3141 (事務室)
(03) 3398-3121 (相談専用)
F A X (03) 3398-3159
案 内 図



交通

- JR中央線・東京メトロ丸ノ内線
「荻窪駅」北口から徒歩10分
- 荻窪駅北口3番バス停から
「荻06 中村橋駅行き」または
「荻07 練馬駅行き」に乗車
「ウェルファーム杉並」バス停下車

開設年月日 昭和47年10月11日
(平成30年3月26日 ウェルファーム杉並に移転)

開館時間、相談時間、休館日

情報資料コーナー	午前8時30分～午後9時 休館日：12月29日～1月3日、成人の日・山の日
教室等・グループ 活動室・保育室	午前9時～午後8時 休館日：12月29日～1月3日、成人の日・山の日
事務室	午前8時30分～午後5時（相談業務は午前9時～午後4時） 休業日：土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日

ウェルファーム杉並（複合施設棟）・施設規模

- 敷地面積 2,605.34 m²
 - 建築面積 1,716.09 m²
 - 延床面積 7,402.14 m²
- (令和3年4月1日現在)

階	施設
4階	天沼区民集会所 杉並ボランティアセンター
3階	消費者センター 在宅医療・生活支援センター 杉並区成年後見センター 基幹相談支援センター
2階	杉並福祉事務所 荻窪事務所 杉並区社会福祉協議会
1階	就労支援センター くらしのサポートステーション 子ども・子育てプラザ天沼
B1F	駐輪場、駐車場、災害備蓄倉庫

消費者センター内訳

事務室等	延床面積
事務室	167.67 m ²
情報資料コーナー	82.22 m ²
相談室 1	6.60 m ²
相談室 2	8.40 m ²
印刷室	19.53 m ²
更衣室	23.61 m ²
倉庫	45.00 m ²

教室等	延床面積
第1教室	73.72 m ²
第2教室	57.03 m ²
第3教室	47.03 m ²
消費生活学習室	44.75 m ²
グループ活動室 1	20.86 m ²
グループ活動室 2	20.79 m ²
保育室	33.55 m ²

総計 650.76 m²

3階 平面図

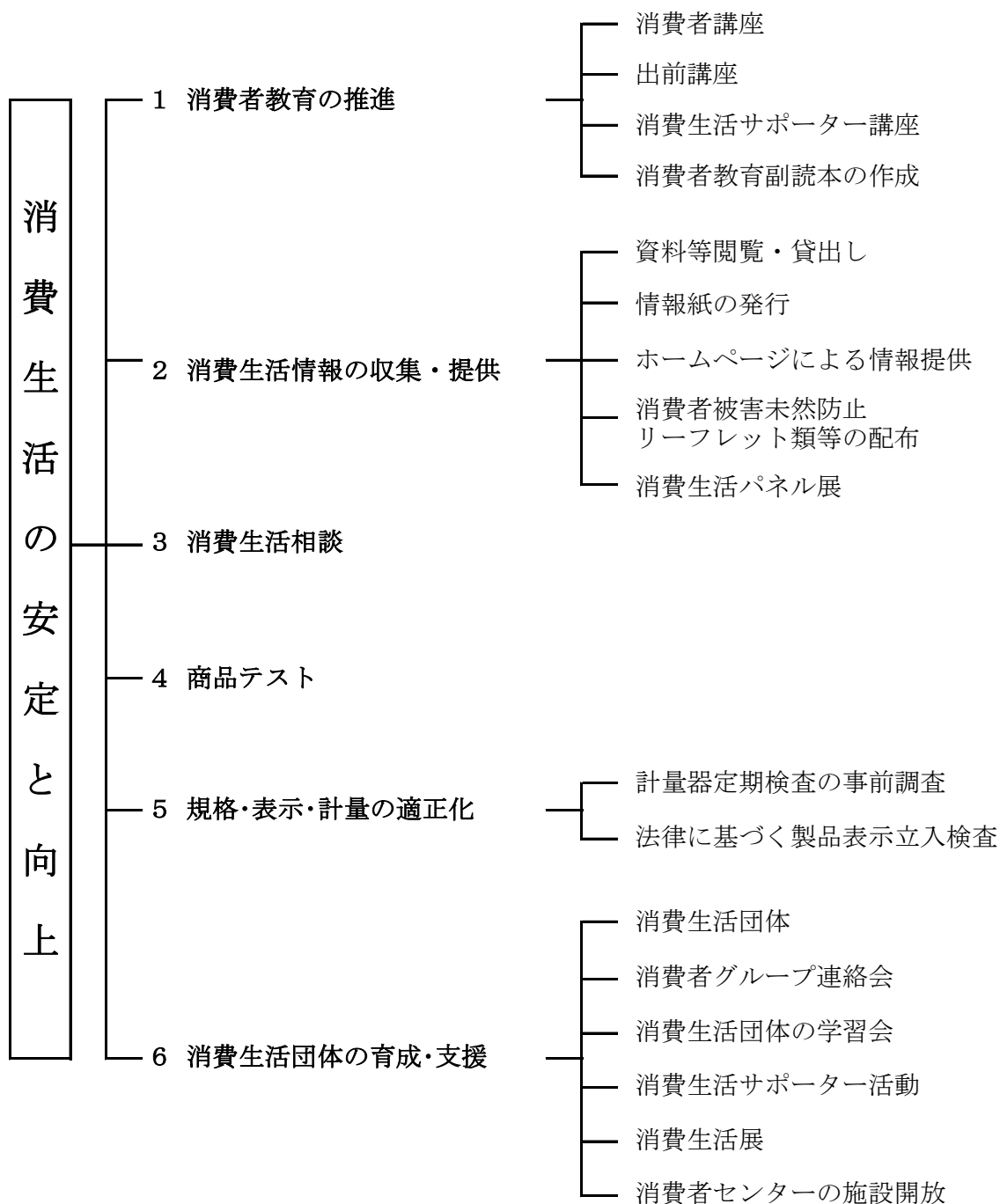


2 職員の構成

管理課長 ——— 消費者センター所長 ——— 主査（1名）・主任（1名）
主事（1名）
会計年度任用職員（4名）
相談員（会計年度任用職員7名）

（令和3年4月1日現在）

3 消費者行政施策体系図



（令和3年4月1日現在）

事業の概要

1 消費者教育の推進

(1) 消費者講座

暮らしに身近なテーマを取り上げ、生活の一助となるように随時開催しています。

<令和2年度実施状況>

No.	実施日	テ ー マ	講 師	参加人員
1	4月28日	知って安心。相続の基礎		中止 ※
2	5月19日	片づけから始める生前整理		中止 ※
3	6月19日	サプリメントの上手なとりかた		中止 ※
4	7月 21日・28日	夏休み親子消費者講座		中止 ※
5	9月15日	災害に必要な知識と備え	NPO法人 日本防災士会 世田谷支部 菊池 顕太郎	26
6	10月6日	家計を助ける「省エネ・節電」のポイント	(一財) 省エネルギーセンター 環境カウンセラー 沼田 美穂	19
7	11月11日	< 連続講座 > 知っておきたい！ お葬式の基礎知識	日本葬祭アカデミー教務研究室 二村 祐輔	19
8	11月19日	< 連続講座 > 知っておきたい！ 供養の知識とお墓選びの知恵	日本葬祭アカデミー教務研究室 二村 祐輔	17
9	12月6日	< 消費生活特別講座 > 一生使える台所術	食生活研究家 魚柄 仁之助	46
10	1月21日	あなたの住まいの安心安全チェック&リフォーム	(一財) 住まいづくりナビセンター 村上 春奈	13
11	2月15日	節約にも家事ラクにもなる家の 整え方	家事アドバイザー 矢野 きくの	20
12	3月17日	スパイスの魅力と効果	東京スパイスハウス 川久保 美希	25

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4月～7月に予定していた講座は中止しました。

(2) 出前講座

消費者被害の未然防止と消費生活に関する知識の普及を目的に、消費生活相談員及び行政職員、消費生活サポーター※等を派遣する出前講座を行っています。

※ 消費生活サポーターとは

区が消費生活サポーターの養成を目的に実施した講座の修了生が「消費生活サポーター」として区に登録し、消費者教育の推進及び消費生活に関する普及啓発活動等を行う消費者センターの事業協力者です。

<令和2年度実施状況>

消費生活サポーターの協力による出前講座

No.	実施日	会場／対象	テーマ	参加人員
1	11月15日	荻窪地域区民センター ／おぎくぼセンター祭来場者	悪質商法から身を守る ／送り付け商法、 コントを交えたクイズ他	40

新型コロナウイルス感染症の影響により、1回のみの実施となりました。

(3) 消費者教育副読本の作成

子どもたちに消費者意識の啓発を図るため、小学校5年生向けに消費者教育副読本「くらしと消費」を作成し、区立小学校・区内私立小学校に配布しています。

作成にあたっては、小学校校長・小学校副校長・済美教育センター指導主事・小学校教諭等による作成委員会を設置し、内容を検討しています。

<令和2年度副読本>

規格 A4版32ページ、オールカラー

内容 メインテーマ「健康で楽しいくらしのために」

- ・じょうずな買い方をしましょう
- ・じょうずな使い方をしましょう



また、中学校を卒業し一歩社会に踏み出す前に、契約の基礎知識を身につけてもらうため、クイズ形式で答えられるチラシ「契約クイズ」を区立中学校3年生に配布しています。



2 消費生活情報の収集・提供

(1) 資料等閲覧・貸出し

消費者の情報源として、情報資料コーナーにおいて生活関連図書の閲覧、無料貸出しを行っています。

資 料		内 容
貸出用	図 書	衣・食・住や経済等消費生活に関するもの 約1,600冊
閲覧用	図書類	辞書・辞典・新聞・雑誌等

※貸出し図書は、一人5点まで(貸出し期間：2週間以内、区内在住・在勤・在学に限る。)

(2) 情報紙の発行

「くらしの窓すぎなみ」(A4判4ページ)を隔月(5月、7月、9月、11月、1月、3月)で各5,500部発行し、区役所の出先施設や駅スタンド・スーパーマーケット店頭等において消費生活に役立つ情報を提供しています。

発行月	主 な 内 容
5月 (No.316号)	<ul style="list-style-type: none"> 銀行を装うメールやSMSのフィッシング詐欺に注意! 消費生活サポーターコーナー「梅干し&梅酢を取り入れた食生活を」
7月 (No.317号)	<ul style="list-style-type: none"> 消費者センターは消費者トラブルの相談、被害未然防止の消費者教育や啓発に取り組んでいます 令和元年度 消費生活相談の概要
9月 (No.318号)	<ul style="list-style-type: none"> 格安スマホに替える前に契約している携帯電話会社との違いを確認して検討しましょう 消費生活サポーターコーナー「どんな時でも防災意識を忘れずに」
11月 (No.319号)	<ul style="list-style-type: none"> 住まいのトラブルあわてないで冷静に対処しましょう 消費生活サポーターコーナー「住まいのエコ掃除」
1月 (No.320号)	<ul style="list-style-type: none"> 新しい生活様式 ネット通販とキャッシュレス決済利用上の注意ポイント 消費生活サポーターコーナー「冬を乗り切るあつあつお鍋」
3月 (No.321号)	<ul style="list-style-type: none"> 引っ越しシーズン到来!!トラブル回避のポイント!賃貸住宅の契約から退去まで 消費者グループ連絡会 2020年活動報告

また、最新の情報や役に立つお知らせを「くらしの窓すぎなみ臨時号」として、臨時187号から196号までの10回(17,000部)発行し注意喚起を行いました。

(3) ホームページによる情報提供

杉並区公式ホームページの特集ページ・リンク集から、消費者センターのページにアクセスできます。当センターの案内、消費生活に関する情報提供、消費者講座の募集案内等を行っています。

URL <https://www.city.suginami.tokyo.jp/shohisha/>



(4) 消費者被害未然防止リーフレット類等の配布

悪質な訪問販売、通信販売等による消費者被害を未然に防ぐため、リーフレット類等を作成・購入し、区民や関係機関等に配布しています。

作成・購入品	作成・発行部数	主な配布方法等
なみすけクリアファイル	2,000	講座/パネル展等
くらしのお助けガイド2021	2,500	区施設/窓口/パネル展等
タオルハンカチ	3,000	パネル展等

(5) 消費生活パネル展

消費者センターの周知及び消費者被害の未然防止や生活に役立つ情報等を提供するため、パネル展を実施しています。

実施場所	実施日	主な内容
杉並区役所 1階ロビー	3月22日～26日	・消費者センターの事業案内 ・クーリング・オフ制度について ・消費生活団体の活動紹介 等

3 消費生活相談

消費者と事業者との間に生じた契約上のトラブル、商品の安全性や品質機能に関すること等、消費生活に関するさまざまな相談や苦情について、消費生活相談員等の資格をもった相談員が対応しています。

- ・受付時間 午前9時～午後4時
(土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く。)
- ・相談員 7名(会計年度任用職員)

《相談の概要》

(1) 相談件数

令和2年度に受付けた相談は3,971件で、前年度に比べ146件(約3.5%)減少しました。

相談を区分別にみると、苦情が3,599件で、総件数の90.6%を占めました。

また、受付方法別でみると、電話による相談が3,726件あり、総件数の93.8%を占めており、来所による相談242件の6.1%を大きく上回りました。

<相談区分別>

苦情	問合せ	要望	計
3,599件	363件	9件	3,971件
90.6%	9.2%	0.2%	100%

<受付方法別>

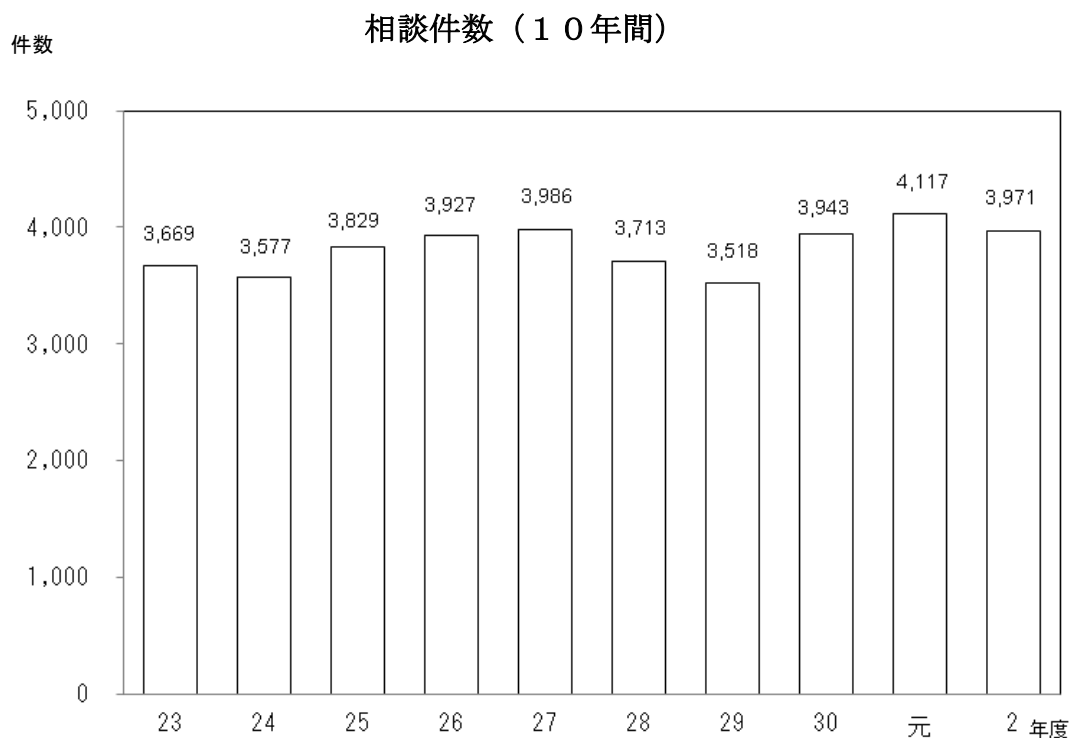
電話	来所	文書	計
3,726件	242件	3件	3,971件
93.8%	6.1%	0.1%	100%

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4月、5月は来所による相談を中止しました。

(2) 相談件数の推移

ここ10年間の相談件数は、平成30年度までは、4,000件を超えない状況で推移していましたが、令和元年度には4,000件を超えました。

平成29年度から3年間増加傾向にありましたが、令和2年度は減少に転じました。



年度	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
件数	3,669	3,577	3,829	3,927	3,986	3,713	3,518	3,943	4,117	3,971

(3) 相談の処理状況

相談を処理ごとにみると、助言（自主交渉含む）が2,414件で全体の60.8%を占め、情報提供、あっせん解決と続きます。

<処理状況>

助言(自主交渉含む)	情報提供	あっせん解決	他機関紹介
2,414件	776件	337件	58件
60.8%	19.5%	8.5%	1.5%
その他(処理中含む)	あっせん不調	計	
327件	59件	3,971件	
8.2%	1.5%	100%	

(4) 相談者の状況

相談者を男女別で見ると、女性が全体の59.2%、男性が37.2%となっています。

なお、団体等が3.6%ありました。

年代別では、50歳代が一番多く、次に70歳以上、40歳代と続きます。

また、職業別では、給与生活者が40.7%と一番多く、次に家事従事者の16.9%となっています。

<相談者の男女別等>

女性	男性	団体等	計
2,350件	1,477件	144件	3,971件
59.2%	37.2%	3.6%	100%

<相談者の年代別・男女別等>

年代 性別	10歳	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	年代	団体	計
	未満	代	代	代	代	代	代	以上	不明	等	
女性	0	18	254	327	414	496	299	449	93	—	2,350件
男性	0	8	168	250	215	259	228	293	56	—	1,477件
団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	144	144件
計	0	26	422	577	629	755	527	742	149	144	3,971件
割合	0	0.7	10.6	14.5	15.8	19.0	13.3	18.7	3.8	3.6	100%

<相談者の職業別>

給与生活者	家事従事者	無職	自営・自由業	学生
1,617件	673件	647件	330件	95件
40.7%	16.9%	16.3%	8.3%	2.4%
企業・団体	その他(行政等)	不明	計	
132件	10件	467件	3,971件	
3.3%	0.3%	11.8%	100%	

(5) 契約当事者の状況

契約当事者を男女別で見ると、女性が全体の54.5%、男性が38.8%となっています。なお、性別不明が3.6%、団体等が3.1%ありました。

年代別では、70歳以上が一番多く、次に50歳代、40歳代と続きます。

また、職業別では、給与生活者が38.3%と一番多く、次に無職の18.0%となっています。

<契約当事者の男女別等>

女性	男性	性別不明	団体等	計
2,166件	1,539件	141件	125件	3,971件
54.5%	38.8%	3.6%	3.1%	100%

<契約当事者の年代別・男女別等>

年代 性別	10歳 未満	10歳 代	20歳 代	30歳 代	40歳 代	50歳 代	60歳 代	70歳 以上	年代 不明	年代・ 性別不明	団体 等	計
	女性	1	41	267	308	355	374	246	477	97	—	
男性	1	30	189	253	217	225	215	322	87	—	—	1,539件
性別不明	0	1	2	1	1	0	1	3	—	132	—	141件
団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	125	125件
計	2	72	458	562	573	599	462	802	184	132	125	3,971件
割合	0.1	1.8	11.5	14.2	14.4	15.1	11.6	20.2	4.6	3.3	3.2	100%

<契約当事者の職業別>

給与生活者	家事従事者	無職	自営・自由業	学生
1,519件	520件	716件	312件	153件
38.3%	13.1%	18.0%	7.8%	3.8%
企業・団体	その他(行政等)	不明	計	
123件	1件	627件	3,971件	
3.1%	0.1%	15.8%	100%	

(6) 相談の内容

相談内容を商品・役務別にみると、役務に関するものが全体の52.3%（2,077件）を占め、商品に関するものが全体の45.9%（1,822件）ありました。なお、その他の相談が1.8%（72件）ありました。

個別の商品・役務では、昨年度と同様に、放送・コンテンツ等（ケーブルテレビ・情報サイトに関するトラブル等）が最も多く、次に不動産貸借（賃貸住宅退去時の原状回復をめぐる敷金精算トラブル等）が続きます。なお、他の保健衛生品（インターネットによるマスク購入後の商品未到着トラブル等）が昨年度29件から今年度138件と大幅に増加しました。

<相談の多い商品・役務>

（上位10位まで）

年度 順位	令和元年度		令和2年度	
	商品・役務名	件数	商品・役務名	件数
1	放送・コンテンツ等 (ケーブルテレビ・情報サイト等)	297	放送・コンテンツ等 (ケーブルテレビ・情報サイト等)	292
2	不動産貸借 (賃貸住宅・マンション等)	267	不動産貸借 (賃貸住宅・マンション等)	271
3	健康食品	205	健康食品	179
4	インターネット通信サービス	149	他の保健衛生品 (マスク・アルコール消毒液等)	138
5	化粧品	134	化粧品	136
6	移動通信サービス (携帯電話・移動データ通信)	130	教室・講座	119
7	建築工事 (住宅建築・リフォーム等)	121	インターネット通信サービス	118
8	修理・補修サービス	91	修理・補修サービス	113
9	教室・講座	91	移動通信サービス (携帯電話・移動データ通信)	113
10	医療サービス (歯科治療・美容医療等)	84	建築工事 (住宅建築・リフォーム等)	112

(7) 特殊販売に関する相談

特殊販売とは、店頭販売以外の販売方法によるもので、訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、マルチ・マルチまがい取引、ネガティブ・オプション、訪問購入、その他無店舗販売（展示販売等）に区分されます。

令和2年度の特殊販売に関する相談は、2,172件で全相談件数に占める割合は、54.7%に達しています。

<特殊販売に関する相談件数の推移>

販売購入形態		平成30年度	令和元年度	令和2年度
総受付件数		3,943件	4,117件	3,971件
うち特殊販売計		1,700件	1,966件	2,172件
内 訳	訪問販売	302件	337件	368件
	通信販売	1,187件	1,378件	1,563件
	電話勧誘販売	135件	159件	125件
	マルチ・マルチまがい取引	32件	53件	32件
	ネガティブ・オプション※1	8件	11件	60件
	訪問購入 ※2	25件	23件	19件
	その他無店舗販売	11件	5件	5件

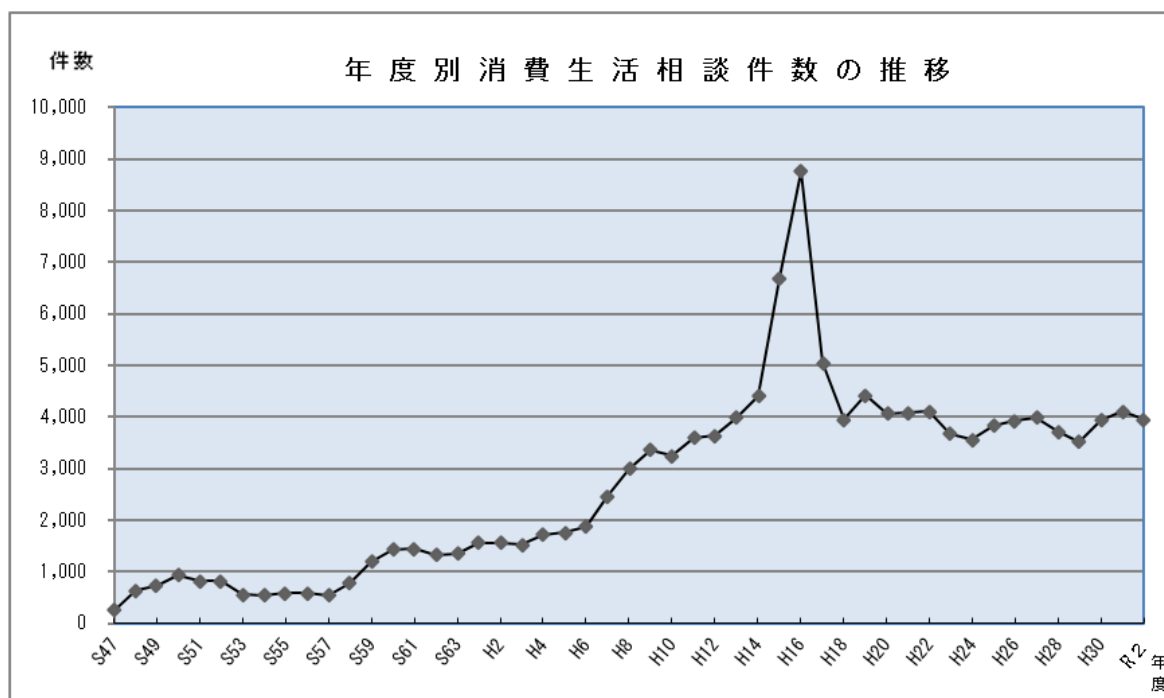
※1 ネガティブ・オプションとは、注文していない商品を一方的に送りつけ、代金の支払いを請求する販売のこと。

※2 訪問購入とは、業者が消費者の自宅等を訪問し、物品を購入するいわゆる「押し買い」のこと。

<年度別消費生活相談件数の推移>

単位：件

昭和47年度	258	平成元年度	1,563	平成18年度	3,965
昭和48年度	634	平成2年度	1,559	平成19年度	4,431
昭和49年度	732	平成3年度	1,530	平成20年度	4,076
昭和50年度	923	平成4年度	1,728	平成21年度	4,079
昭和51年度	824	平成5年度	1,775	平成22年度	4,110
昭和52年度	820	平成6年度	1,870	平成23年度	3,669
昭和53年度	560	平成7年度	2,467	平成24年度	3,577
昭和54年度	535	平成8年度	3,002	平成25年度	3,829
昭和55年度	584	平成9年度	3,360	平成26年度	3,927
昭和56年度	591	平成10年度	3,245	平成27年度	3,986
昭和57年度	546	平成11年度	3,605	平成28年度	3,713
昭和58年度	784	平成12年度	3,642	平成29年度	3,518
昭和59年度	1,203	平成13年度	3,987	平成30年度	3,943
昭和60年度	1,433	平成14年度	4,414	令和元年度	4,117
昭和61年度	1,447	平成15年度	6,708	令和2年度	3,971
昭和62年度	1,332	平成16年度	8,768		
昭和63年度	1,362	平成17年度	5,061		



4 商品テスト

消費生活に係わる商品テストの受け入れをしています。

<令和2年度テスト受入件数>

	受入件数	実施機関		
		都	国民生活センター	その他
被服品	0	0	0	0
住居品	0	0	0	0
※その他	1	0	1	0
計	1	0	1	0

※その他は、教養娯楽品・保健衛生品

5 規格・表示・計量の適正化

(1) 計量器定期検査の事前調査

計量法に基づき、取引や証明に使用している計量器は、定期検査（2年毎）を受けることが義務付けられています。

区では、東京都計量検定所が実施する計量器の定期検査に際し、検査対象の計量器を使用する事業所への事前調査を行い、東京都計量検定所へ報告しています。

<令和2年度実施状況>

事前調査対象事業者数	1, 075事業者
新規報告事業者数	106事業者
事前調査期間	令和2年9月8日～10月20日
定期検査期間	令和3年1月12日～3月26日

(2) 法律に基づく製品表示立入検査

<令和2年度実施状況>

① 電気用品安全法に基づく立入検査結果（阿佐谷地域：令和3年3月実施）

立入店舗数	調査数	違反件数
1	13	0

② 家庭用品品質表示法に基づく立入検査結果（阿佐谷地域：令和3年3月実施）

検査品目	立入店舗数	調査数	違反件数
繊維製品	1	14	0
合成樹脂加工品	1	3	0
電気機械器具	1	6	0
雑貨工業品	1	13	0
合計	1*	36	0

* 同一店舗で複数の検査品目を検査したため、合計は検査した店舗数とした。

③ 消費生活用製品安全法に基づく立入検査結果（阿佐谷地域：令和3年3月実施）

立入店舗数	調査数	違反件数
1	5	0

④ ガス事業法に基づく立入検査結果（阿佐谷地域：令和3年3月実施）

立入店舗数	調査数	違反件数
1	2	0

⑤ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく立入検査結果

（阿佐谷地域：令和3年3月実施）

立入店舗数	調査数	違反件数
1	4	0

6 消費生活団体の育成・支援

消費生活の安定及び向上のためには、消費者の自主的な活動が必要です。消費者センターでは、消費者講座受講者等に消費生活団体への参加や結成を働きかけています。また、消費者活動を支援するため、学習会への講師派遣、教室等の施設の提供等を行っています。

(1) 消費生活団体

区内で活動している消費生活団体は次のとおりです。

(令和3年4月1日現在)

	団 体 名	主 な 活 動
1	杉並区消費者の会	消費生活に関する学習
2	生協パルシステム東京すぎなみ委員会	消費生活に関する学習
3	東都生協杉並区連絡会	消費生活に関する学習
4	生活クラブ杉並地域協議会	消費生活に関する学習
5	新日本婦人の会 杉並支部	消費生活に関する学習
6	秋桜会	消費生活に関する学習
7	オレンジグループ	食生活に関する学習
8	生協杉並の会	消費生活に関する学習、調査研究
9	生活クラブまちすぎなみ北運営会議	共同購入、環境活動の推進
10	グループ・スリーS	消費者教育の推進活動及び消費者生活に関する普及啓発活動
11	杉並大気汚染測定連絡会	区全域のNO ₂ の測定及び啓発活動
12	杉並区生協連絡会	消費生活に関する学習
13	ちえのわ	消費生活や環境に関する学習と啓発活動
14	すぎなみPW+	消費生活や環境に関する学習と啓発活動

(2) 消費者グループ連絡会

区内の各消費生活団体の代表者で構成され、各団体の活動を通じて消費者の権利を守り、安全で豊かな暮らしの実現を目的としています。

毎月第4木曜日を定例会とし、消費者センター・杉並保健所食品衛生担当や各団体間の情報交換や意見交換を行っています。

消費者グループ連絡会を母体とし、各種審議会や協議会等にも参加しています。

(3) 消費生活団体の学習会

消費生活団体やその他、地域団体主催の学習会への講師派遣等について支援しています。

<令和2年度 学習会実施状況>

実施日	テ ー マ	講 師	参加人員
11月21日	私たちの食卓と日本の農業	農政ジャーナリスト 榎田 みどり	19
1月30日	新型コロナワクチン、接種しますか？	フリージャーナリスト 岡田 幹治	30

(4) 消費生活サポーター活動

消費生活サポーターは、消費者センターの事業協力者として、消費者教育の推進及び消費生活に関する普及啓発活動を行っています。

消費者センターでは、消費生活サポーターの研修会の開催や、消費生活サポーターを出前講座講師として派遣するための支援等、消費生活サポーター活動の充実を図っています。

コロナ禍の令和2年度は、消費生活サポーターが出前講座を1回担当しました。また、情報紙「くらしの窓すぎなみ」（5月号・9月号・11月号・1月号）の企画・編集への協力等を行いました。

＜令和2年度 消費生活サポーター研修会実施状況＞

No.	実施日	テ ー マ	講 師	参加人員
1	7月15日	SNSのトラブルと上手な利用法	(一社) EC ネットワーク 原田 由里	14
2	7月29日	通信・インターネット関連 ～最近の事例と対処法	(一社) EC ネットワーク 原田 由里	16
3	9月9日	改正食品表示法と消費者啓発への活かし方	消費者問題研究所 垣田 達哉	17
4	10月1日	食品添加物の基礎知識	消費者問題研究所 垣田 達哉	16
5	12月24日	改正民法のポイントと預託法改正の動き／今年の消費者問題を振り返る	弁護士 村 千鶴子	11

(5) 消費生活展

荻窪地域区民センターで開催される「おぎくぼセンター祭」に出展する形で実施しています。今年は、新型コロナウイルス感染防止の観点から実施が一日のみとなりましたが、密集・密接を避けるため、主にパネル展示と啓発物の配布を行いました。

実施場所	実施日	主 な 内 容
荻窪地域区民センター 「おぎくぼセンター祭」	11月15日(日)	・消費生活団体の活動紹介 ・消費者センターの事業案内 等

(6) 消費者センターの施設開放

消費生活団体等の活動の場として、教室等を提供しています。

< 令和2年度 教室等利用状況 >

月	第1教室	第2教室	第3教室	消費生活 学習室	グループ 活動室	計
4	0	0	0	0	0	0
5	0	0	0	0	0	0
6	4	2	2	1	0	9
7	2	1	5	3	1	12
8	0	0	3	1	2	6
9	5	5	1	1	1	13
10	1	2	6	4	1	14
11	4	4	4	4	3	19
12	2	2	5	5	1	15
1	0	0	1	0	1	2
2	2	2	2	2	1	9
3	2	2	6	6	1	17
計	22	20	35	27	12	116

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4月から6月初旬まで貸出を休止しました。

参 考 资 料

消費者基本法

(昭和四十三年五月三十日法律第七十八号)

最終改正：平成二四年八月二二日法律第六〇号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図り、もって国民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

(基本理念)

第二条 消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策（以下「消費者政策」という。）の推進は、国民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、消費者の安全が確保され、商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供され、消費者の意見が消費者政策に反映され、並びに消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されることが消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

2 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の安全の確保等に関して事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。

3 消費者政策の推進は、高度情報通信社会の進展に的確に対応することに配慮して行われなければならない。

4 消費者政策の推進は、消費生活における国際化の進展にかんがみ、国際的な連携を確保しつつ行われなければならない。

5 消費者政策の推進は、環境の保全に配慮して行われなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、経済社会の発展に即応して、前条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、消費者政策を推進する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該地域の社会的、経済的状況に応じた消費者政策を推進する責務を有する。

(事業者の責務等)

第五条 事業者は、第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にかんがみ、その供給する商品及び役務について、次に掲げる責務を有する。

- 一 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。
- 二 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
- 三 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。
- 四 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。
- 五 国又は地方公共団体が実施する消費者政策に協力すること。

2 事業者は、その供給する商品及び役務に関し環境の保全に配慮するとともに、当該商品及び役務について品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

第六条 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

第七条 消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない。

2 消費者は、消費生活に関し、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。

第八条 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

(消費者基本計画)

第九条 政府は、消費者政策の計画的な推進を図るため、消費者政策の推進に関する基本的な計画（以下「消費者基本計画」という。）を定めなければならない。

2 消費者基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 長期的に講ずべき消費者政策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、消費者政策の計画的な推進を図るために必要な事項

3 内閣総理大臣は、消費者基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、消費者基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、消費者基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第十条 国は、この法律の目的を達成するため、必要な関係法令の制定又は改正を行なわなければならない。

2 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条の二 政府は、毎年、国会に、政府が講じた消費者政策の実施の状況に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

(安全の確保)

第十一条 国は、国民の消費生活における安全を確保するため、商品及び役務についての必要な基準の整備及び確保、安全を害するおそれがある商品の事業者による回収の促進、安全を害するおそれがある商品及び役務に関する情報の収集及び提供等必要な施策を講ずるものとする。

(消費者契約の適正化等)

第十二条 国は、消費者と事業者との間の適正な取引を確保するため、消費者との間の契約の締結に際しての事業者による情報提供及び勧誘の適正化、公正な契約条項の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(計量の適正化)

第十三条 国は、消費者が事業者との間の取引に際し計量につき不利益をこうむることがないようにするため、商品及び役務について適正な計量の実施の確保を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(規格の適正化)

第十四条 国は、商品の品質の改善及び国民の消費生活の合理化に寄与するため、商品及び役務について、適正な規格を整備し、その普及を図る等必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の規定による規格の整備は、技術の進歩、消費生活の向上等に応じて行なうものとする。

(広告その他の表示の適正化等)

第十五条 国は、消費者が商品の購入若しくは使用又は役務の利用に際しその選択等を誤ることがないようにするため、商品及び役務について、品質等に関する広告その他の表示に関する制度を整備し、虚偽又は誇大な広告その他の表示を規制する等必要な施策を講ずるものとする。

(公正自由な競争の促進等)

第十六条 国は、商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の拡大を図るため、公正かつ自由な競争を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、国民の消費生活において重要度の高い商品及び役務の価格等であつてその形成につき決定、認可その他の国の措置が必要とされるものについては、これらの措置を講ずるに当たり、消費者に与える影響を十分に考慮するよう努めるものとする。

(啓発活動及び教育の推進)

第十七条 国は、消費者の自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及及び情報の提

供等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、消費者が生涯にわたって消費生活について学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずるものとする。

- 2 地方公共団体は、前項の国の施策に準じて、当該地域の社会的、経済的状况に応じた施策を講ずるよう努めなければならない。

(意見の反映及び透明性の確保)

第十八条 国は、適正な消費者政策の推進に資するため、消費生活に関する消費者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

(苦情処理及び紛争解決の促進)

第十九条 地方公共団体は、商品及び役務に関し事業者と消費者との間に生じた苦情が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあつせん等に努めなければならない。この場合において、都道府県は、市町村（特別区を含む。）との連携を図りつつ、主として高度の専門性又は広域の見地への配慮を必要とする苦情の処理のあつせん等を行うものとするとともに、多様な苦情に柔軟かつ弾力的に対応するよう努めなければならない。

- 2 国及び都道府県は、商品及び役務に関し事業者と消費者との間に生じた苦情が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするため、人材の確保及び資質の向上その他の必要な施策（都道府県にあつては、前項に規定するものを除く。）を講ずるよう努めなければならない。

- 3 国及び都道府県は、商品及び役務に関し事業者と消費者との間に生じた紛争が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に解決されるようにするために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(高度情報通信社会の進展への的確な対応)

第二十条 国は、消費者の年齢その他の特性に配慮しつつ、消費者と事業者との間の適正な取引の確保、消費者に対する啓発活動及び教育の推進、苦情処理及び紛争解決の促進等に当たって高度情報通信社会の進展に的確に対応するために必要な施策を講ずるものとする。

(国際的な連携の確保)

第二十一条 国は、消費生活における国際化の進展に的確に対応するため、国民の消費生活における安全及び消費者と事業者との間の適正な取引の確保、苦情処理及び紛争解決の促進等に当たって国際的な連携を確保する等必要な施策を講ずるものとする。

(環境の保全への配慮)

第二十二条 国は、商品又は役務の品質等に関する広告その他の表示の適正化等、消費者に対する啓発活動及び教育の推進等に当たって環境の保全に配慮するために必要な施策を講ずるものとする。

(試験、検査等の施設の整備等)

第二十三条 国は、消費者政策の実効を確保するため、商品の試験、検査等を行う施設を整備し、役務についての調査研究等を行うとともに、必要に応じて試験、検査、調査研究等の結果を公表する等必要な施策を講ずるものとする。

第三章 行政機関等

(行政組織の整備及び行政運営の改善)

第二十四条 国及び地方公共団体は、消費者政策の推進につき、総合的見地に立つた行政組織の整備及び行政運営の改善に努めなければならない。

(国民生活センターの役割)

第二十五条 独立行政法人国民生活センターは、国及び地方公共団体の関係機関、消費者団体等と連携し、国民の消費生活に関する情報の収集及び提供、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理のあつせん及び当該苦情に係る相談、事業者と消費者との間に生じた紛争の合意による解決、消費者からの苦情等に関する商品についての試験、検査等及び役務についての調査研究等、消費者に対する啓発及び教育等における中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

(消費者団体の自主的な活動の促進)

第二十六条 国は、国民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

第四章 消費者政策会議等

(消費者政策会議)

第二十七条 内閣府に、消費者政策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 消費者基本計画の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、消費者政策の推進に関する基本的事項の企画に関して審議するとともに、消費者政策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視すること。

3 会議は、次に掲げる場合には、消費者委員会の意見を聴かななければならない。

一 消費者基本計画の案を作成しようとするとき。

二 前項第二号の検証、評価及び監視について、それらの結果の取りまとめを行おうとするとき。

第二十八条 会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十一条の二の規定により置かれた特

命担当大臣

二 内閣官房長官、関係行政機関の長及び内閣府設置法第九条第一項 に規定する特命担当大臣（前号の特命担当大臣を除く。）のうちから、内閣総理大臣が指定する者

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（消費者委員会）

第二十九条 消費者政策の推進に関する基本的事項の調査審議については、この法律によるほか、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）第六条 の定めるところにより、消費者委員会において行うものとする。

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五八年一二月二日法律第七八号）

1 この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附 則（平成十一年七月一六日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（職員の身分引継ぎ）

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びに これらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる

部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成一六年六月二日法律第七〇号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 消費者政策の在り方については、この法律の施行後五年を目途として検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成二〇年五月二日法律第二七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二一年六月五日法律第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九条の規定 この法律の公布の日

(罰則の適用に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二四年八月二二日法律第六〇号)

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

[平成二四年一二月政令二九三号により、平成二四・一二・一三から施行]

杉並区立消費者センター条例

昭和47年9月28日

条例第27号

(設置)

第1条 区民の消費生活の安定及び向上を図るため、杉並区立消費者センター（以下「消費者センター」という。）を杉並区天沼三丁目19番16号に設置する。

一部改正〔平成29年条例26号〕

(事業)

第2条 消費者センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 消費者教育に関すること。
- (2) 消費生活に係る相談及び苦情の処理に関すること。
- (3) 消費生活に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第2条第5項に規定する消費者事故等の発生に関する情報の交換に関すること。
- (5) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) 生活物資の簡易な試験に関すること。
- (7) 消費者団体に関すること。
- (8) 消費者センター施設の使用に関すること。
- (9) 生活物資の流通対策に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた事業

一部改正〔平成28年条例19号〕

(休館日及び開館時間)

第2条の2 消費者センターの休館日及び開館時間は、規則で定める。

追加〔平成28年条例19号〕、一部改正〔平成29年条例26号〕

(消費生活相談を行う日及び時間)

第2条の3 法第10条の3第2項に規定する消費生活相談を行う日及び時間は、規則で定める。

追加〔平成28年条例19号〕、一部改正〔平成29年条例26号〕

(使用手続等)

第3条 消費者センターの施設を使用しようとする者は、規則の定めるところにより、区長の承認を受けなければならない。

2 区長は、次の各号の一に該当すると認めるとき、および第1条の目的を達成するについて不適当と認めるときは、前項の承認をしない。

- (1) 消費者の健全な活動を阻害するおそれがあるとき。
- (2) 営利を目的とするものであるとき。
- (3) 消費者センターの管理上支障があるとき。

(使用料)

第4条 消費者センターの施設の使用については、無料とする。

(使用権の譲渡等の禁止)

第4条の2 第3条第1項の規定による使用の承認を受けた者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(設備の変更禁止)

第4条の3 消費者センターを使用する者(以下「使用者」という。)は、その施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用承認の取消し等)

第5条 区長は、次の各号の一に該当するときは、使用の承認を取り消し、または使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 使用目的に違反して使用したとき。
- (2) この条例または区長の指示に違反したとき。
- (3) 災害その他の事故により使用ができなくなったとき。
- (4) 工事その他管理上の都合により区長が特に必要と認めたとき。

(原状回復の義務)

第6条 使用者は、消費者センターの施設等の使用を終了したとき、又は前条の規定により使用の承認を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、速やかに使用施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第7条 使用者は、消費者センターの施設等に損害を与えた場合は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない事由があると認めるときは、その額を減額し、または免除することができる。

(職員)

第8条 消費者センターに消費者センターの事務を掌理する所長を置く。

- 2 消費者センターに法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験(以下「試験」という。)に合格した者(不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律(平成26年法律第71号)附則第3条の規定により試験に合格した者とみなされる者を含む。)を消費生活相談員として置く。
- 3 前2項に定めるもののほか、消費者センターに必要な職員を置く。

追加〔平成28年条例19号〕

(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

第9条 区長は、消費生活相談員の専門性に鑑み、適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講じなければならない。

追加〔平成28年条例19号〕

(職員に対する研修)

第10条 区長は、消費者センターの職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

追加〔平成28年条例19号〕

(情報の安全管理)

第11条 区長は、消費者センターの事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

追加〔平成28年条例19号〕

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成28年条例19号〕

付 則

この条例は、昭和47年10月11日から施行する。

附 則 (昭和50年3月25日条例第36号)

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月19日条例第5号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年10月14日条例第24号) 抄

1 この条例は、平成26年12月19日(以下「施行日」という。)から施行する。(後略)

附 則 (平成28年3月16日条例第19号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年10月13日条例第26号)

1 この条例は、平成30年3月26日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、附則第3項の規定は同月1日から施行する。

2 この条例による改正後の杉並区立消費者センター条例第3条第1項に規定する施設の使用の承認に必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

3 杉並区行政財産使用料条例(昭和50年杉並区条例第44号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

4 杉並区立児童青少年センター及び児童館条例(昭和45年杉並区条例第25号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

杉並区立消費者センター条例施行規則

昭和47年9月28日

規則第38号

(目的)

第1条 この規則は、杉並区立消費者センター条例（昭和47年杉並区条例第27号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(消費生活相談を行う日及び時間)

第2条 条例第2条の3に規定する消費生活相談を行う日及び時間は、月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日及び第8条に規定する休館日を除く。）の午前9時から午後4時までとする。ただし、区長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

追加〔平成28年規則79号〕、一部改正〔平成29年規則69号・30年4号〕

(消費者センターの施設)

第3条 条例第3条第1項の区長の承認を受けなければならない杉並区立消費者センター（以下「消費者センター」という。）の施設は、教室、消費生活学習室及びグループ活動室（以下「教室等」という。）とする。

一部改正〔平成26年規則70号・29年69号・30年4号〕

(使用することができる者)

第4条 教室等を使用することができる者は、次に掲げる要件に該当し、別に定めるところにより区長の登録を受けた団体とする。

- (1) 条例第1条の目的を達成するために活動していること。
- (2) 構成員が5人以上であること。
- (3) 構成員の3分の2以上が区内に住所を有し、又は区内の事務所若しくは事業所に勤務し、区内の学校に在学し、若しくは区内の団体に所属していること。
- (4) 代表者が区内に住所を有し、又は区内の事務所若しくは事業所に勤務し、区内の学校に在学し、若しくは区内の団体に所属していること。
- (5) 前3号に該当することを示し、かつ、構成員全員の氏名を記載した名簿を備えていること。
- (6) 規約、定款その他これらに相当するものを定めていること。
- (7) 営利を目的としないこと。

2 前項に定める者のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、教室等を使用することができる。

- (1) 消費者センターの運営上、使用することが適当であると区長が認める団体

(2) 区民の消費生活の安定及び向上を図るために必要であると区長が認める者

一部改正〔平成29年規則69号〕

(使用の申請)

第5条 条例第3条第1項の規定に基づき、教室等を使用しようとする者は、別表第1に定める使用の申請期間内に使用申請書（第1号様式）を区長に提出しなければならない。

一部改正〔平成26年規則70号・29年69号〕

(使用の承認)

第6条 前条の規定による申請があつたときの使用の承認は、申請の順序とする。ただし、同時に申請があつたときは、くじで決める。

2 区長は、教室等の使用を承認したときは、使用承認書（第2号様式）を交付する。

一部改正〔平成26年規則70号・29年69号〕

(使用の取消し)

第7条 使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が使用の取消しをしようとするときは、使用承認取消申請書（第3号様式）に使用承認書を添えて、区長に提出しなければならない。

一部改正〔平成26年規則70号・29年69号〕

(休館日)

第8条 消費者センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、区長が特に必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(1) 祝日法第2条に規定する成人の日及び山の日

(2) 1月1日から同月3日まで

(3) 12月29日から同月31日まで

一部改正〔令和3年規則42号〕

(開館時間等)

第9条 消費者センターの開館時間は、午前8時30分から午後9時までとする。ただし、区長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

2 消費者センターの施設の使用時間は、別表第2のとおりとする。ただし、区長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

3 使用者が教室等の使用時間を延長しようとするときは、使用時間延長申請書（第4号様式）を区長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、使用の申請を行うときに限り、使用申請書をもって使用時間延長申請書に代えることができる。

一部改正〔平成26年規則70号・29年69号・30年4号〕

(行為の禁止)

第10条 消費者センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 所定の場所以外において火気を使用すること。
- (2) 許可なくして飲食物その他の物品を販売すること。
- (3) 許可なくして広告物を掲示し、又は配布すること。
- (4) 他人が嫌悪し、又は他人の迷惑となるような服装若しくは行為をすること。
- (5) 許可なくして他の室に入ること。
- (6) その他区長が管理上必要と認めて禁止した事項

付 則 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和47年10月11日から施行する。

付 則 (昭和48年9月22日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年4月1日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年3月31日規則第24号)

- 1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際、現に存する用紙については、その残存期間取り繕つてこれを使用することができる。

附 則 (平成4年6月26日規則第55号)

この規則は、平成4年7月1日から施行する。

附 則 (平成5年9月30日規則第80号)

- 1 この規則は、平成5年10月1日から施行する。

- 2 この規則による改正前の東京都杉並区立消費者センター条例施行規則の規定により調製した用紙で、この規則の施行の際現存するものについては、当分の間、所要の修正を加えてこれを使用することができる。

附 則 (平成12年3月31日規則第30号)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の杉並区立消費者センター条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (平成16年3月31日規則第28号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年5月31日規則第50号)

この規則は、平成16年6月1日から施行する。

附 則（平成26年10月1日規則第70号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の杉並区立消費者センター条例施行規則第1号様式から第3号様式までは、平成27年1月1日以後の使用に係る申請について適用し、同日前の使用に係る申請については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月13日規則第4号）

- 1 この規則は、平成27年3月15日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の杉並区立消費者センター条例施行規則第2号様式及び第3号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成28年3月31日規則第79号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月15日規則第69号）

- 1 この規則は、平成30年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年2月28日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の杉並区立消費者センター条例施行規則第2号様式から第5号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成30年1月25日規則第4号）

- 1 この規則は、平成30年3月26日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第1号様式及び第2号様式の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、同年1月27日から施行する。
- 2 この規則による改正後の杉並区立消費者センター条例施行規則（以下「新規則」という。）第3条に規定する消費生活学習室の使用の承認に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。
- 3 新規則第1号様式及び第2号様式の規定は、施行日以後の使用に係る申請について適用し、同日前の使用に係る申請については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月31日規則第42号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

種別	使用の申請期間	
	区分	区が自ら行政目的のために使用する時又は区長が特に必要と認めるとき。
教室等	使用日の4月前の日の午前8時30分から使用日まで	使用日の属する月の2月前の月の27日の午前8時30分から使用日まで

付記 使用の申請期間の初日が休館日であるときは、特に定めがない限り、その日後その日に最も近い休館日でない日を使用の申請期間の初日とする。

一部改正〔平成26年規則70号・29年69号〕

別表第2（第9条関係）

区分	使用時間		
教室等	午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後6時から午後8時まで）
情報資料コーナー	午前8時30分から午後9時まで		
教室等及び情報資料コーナーを除く全室	午前8時30分から午後5時まで（日曜日及び土曜日並びに祝日法に規定する休日を除く。）		

付記

- 1 使用時間は、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。
- 2 教室等の使用時間を延長して午前、午後及び夜間の中間時間又は夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り1時間を限度として使用を承認する。

全部改正〔平成30年規則4号〕

様式（略）

杉並区の消費者行政

令和2年度版

令和3年10月発行

登録印刷物番号

03-0047

編集・発行 杉並区区民生活部管理課消費者センター

〒167-0032 杉並区天沼3丁目19番16号

ウェルファーム杉並3階

TEL (03) 3398-3141

☆杉並区のホームページでご覧になれます。

<https://www.city.suginami.tokyo.jp>

この印刷物は庁内印刷したものです。

